

**学校感染症により出席停止となった場合、  
学校ホームページから【報告書】をダウンロードできるようになりました**

インフルエンザ等の学校感染症に感染した児童生徒は、学校保健安全法第19条の規定により、一定期間出席停止となります。医師の許可があるまでは、学校を休ませて静養させてください。

標記の件について、これまで、保護者の皆様には、ご多用のなか、何度も学校に足を運んでいただきました。学校は、この現状を解決するための改善策を模索してきました。

保護者の負担軽減と利便性向上の観点から、これまでの手続きと併せて、学校ホームページから【報告書】（主治医から登校可能であることを判断していただくための用紙）をダウンロードして、利用いただけるように環境を整備いたしました。ぜひご利用ください。

なお、不明な点につきましては、学校までご連絡ください。

太田市教育委員会

**<出席停止に伴う手続きの流れ>**

